平成２８年（フ）第９８４号
千葉県習志野市東習志野６丁目２番13号
破産者　中村　知己
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９９２号
千葉市中央区中央３丁目15番15号
破産者　フィールドコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９９３号
千葉県船橋市芝山４丁目27番13号
破産者　中原　亮二
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０６１号
千葉県船橋市習志野台３丁目２番205号
破産者　安藤　征史
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８４号
千葉市緑区おゆみ野南２丁目21番地エステシティおゆみ野Ｅ―109号
破産者　有限会社ウィズダムオフィス
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８５号
千葉県市川市田尻５―11―24　リーサ・ボニート202号室、住民票上の住所千葉市緑区おゆみ野南２丁目21番地　エステ・シティおゆみ野Ｅ―109号
破産者　高山　恵子
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目１番13号
破産者　株式会社一友電設
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１５０号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目９番21号
破産者　株式会社翔和建設
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３号
栃木県真岡市さくら２丁目15―４ニューシティ大福地Ｂ203
破産者　秋田　一郎
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第１４７号
群馬県太田市浜町５番地12
破産者　群馬不動産事務所有限会社
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３９７号
千葉市若葉区みつわ台５丁目30番１号　アヴェニューＫ101号、開始決定時の住所千葉市中央区川戸町427番地１
破産者　折田リッキーこと　ラミレス　リッキー　アンデオ
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１１８号
東京都新宿区中落合３丁目15―22
破産者　齋藤　保男
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８００号
東京都新宿区中落合３丁目15番２号
破産者　株式会社サイトーエンタープライズ
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９２６号
静岡県沼津市植田156―６
破産者　小山　弘道
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９２７号
静岡県沼津市下香貫山宮前3078―30
破産者　小山　弘靖
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１３１号
静岡県沼津市下香貫山宮前3078―30
破産者　小山　すゑ
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４００号
岐阜県各務原市前渡西町1493番地の２
破産者　合資会社三喜屋商店
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２５号
岐阜県飛騨市古川町殿町７番23号
破産者　有限会社タマヤ
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
岐阜県高山市国府町広瀬町886番地の９
破産者　有限会社リバー
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１１４８号
大阪市住之江区新北島１丁目４番11―104号
破産者　有限会社女神
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９６号
大阪市都島区御幸町２丁目13番10号
破産者　株式会社イーソフト
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８４号
大阪府豊中市寺内２丁目12番17―105号
破産者　有限会社太田隆デザイン事務所
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部